

熊本県告示第870号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 紅い華 熊本市田井島一丁目3番27-702号	株式会社 紅い華ヘルパース テーション	平成15年8月14日

熊本県告示第871号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、菊池市及び菊池郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
大津町	平成15年 9月24日	午前10時から 午後3時まで	JA 菊池大津北支所	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
大津町	平成15年 9月25日	午前10時から 午後3時まで	大津町浄化センター	
大津町	平成15年 9月26日	午前10時から 午後3時まで	大津町役場	
七城町	平成15年 9月29日	午前10時から 午後3時まで	JA 菊池七城野菜選果場	
泗水町	平成15年 9月30日	午前10時から 午後3時まで	泗水町中央公民館	
菊陽町	平成15年 10月1日	午前10時から 午後3時まで	菊陽町中央公民館	
旭志村	平成15年 10月2日	午前10時から 午後3時まで	太陽の家	
合志町	平成15年 10月6日	午前10時から 正午まで	合志町商工会	
合志町	平成15年 10月6日	午後1時30分から 午後3時まで	恵楓園	
合志町	平成15年 10月7日	午前10時から 午後3時まで	南部体育センター	
西合志町	平成15年 10月8日	午前10時から 午後3時まで	JA 菊池西合志中央支所	
西合志町	平成15年 10月9日	午前10時から 午後3時まで	妙泉寺体育館	
菊池市	平成15年 10月20日	午前10時から 午前11時30分まで	JA 菊池水迫支所	
菊池市	平成15年 10月20日	午後1時から 午後3時まで	JA 菊池水源支所	
菊池市	平成15年 10月21日	午前10時から 午前11時30分まで	JA 菊池竜門支所	
菊池市	平成15年 10月21日	午後1時から 午後3時まで	菊池市役所	
菊池市	平成15年 10月22日	午前10時から 午後3時まで	菊池市役所	